

○総務省告示第三百一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 「1・2 略」		
3 九一五・九kHz以上九二八・一kHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
周波数 中心周波数が九一五・九kHzに二〇〇kHzのn倍を加えた周波数以上九二八・一kHzから一〇〇kHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九一五・九kHzに二〇〇kHzのn倍を加えた周波数に二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キヤリアセンスを加えないものに限る。)(注1)	空中線電力 一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次号において同じ)以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考 単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・五kHzに二〇〇kHzのn倍を加えた周波数以上九二八・一kHzから一〇〇kHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九二〇・五kHzに二〇〇kHzのn倍を加えた周波数に二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キヤリアセンスを加えないものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	〇・二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	
中心周波数が九二〇・六kHz以上九二八kHz以下の周波数であつて、九二〇・六kHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キヤリアセンスを加えないものにあつては、無線設備規則第四十九条の十四第七号二ただし書に掲げる条件に適合するものに限る。	〇・二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

改正前

一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 「1・2 同上」		
3 九一五・九kHz以上九二八・一kHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
周波数 中心周波数が九一六kHz以上九二八kHz以下の周波数であつて、九一六kHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キヤリアセンスを加えないものに限る。	空中線電力 一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次号において同じ)以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考 単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・六kHz以上九二八kHz以下の周波数であつて、九二〇・六kHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの(キヤリアセンスを加えないものにあつては、無線設備規則第四十九条の十四第七号二ただし書に掲げる条件に適合するものに限る。	〇・二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

するものに限る。(注2)

注

1) nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九一五・八MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九一五・八MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。)の数であり、一以上五以下の整数とする。

2) nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。)の数であり、一以上二〇以下の整数とする。

(二) 連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・一MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であって、九一六められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三センスを行わないものに限る。	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三センスを行わないものに限る。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(三) 連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・二MHz以上九二七・八MHz以下の周波数であって、九一六められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三センスを行わないものに限る。	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三センスを行わないものに限る。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(四)

<p>の周波数であって、九二〇 ・八MHzに二〇〇kHzの整数 倍を加えたもの（キャリア センスを行うものに限る。 ）</p>	<p>取められており、かつ、容 易に開けられない構造であ つて、等価等方輻射電力が 一六デシベル以下となるも のにはあつては、〇・二五ワ ット以下であること。</p>	
---	---	--

(四)

<p>連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの</p>	<p>周波数</p> <p>中心周波数が九一六・三 MHz以上九二七・七MHz以下 の周波数であつて、九一六 ・三MHzに二〇〇kHzの整数 倍を加えたもの（キャリア センスを行わないものに限 る。）</p>	<p>空中線電力</p> <p>一ミリワット以下。ただし 、無線設備が一の筐体に収 められており、かつ、容易 に開けられない構造であつ て、等価等方輻射電力が三 デシベル以下となるものに あつては、〇・二五ワット 以下であること。</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単信方 式、複信方式、半複信 方式又は同報通信方式</p>
-------------------------------	--	---	---

(五)

<p>連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの</p>	<p>周波数</p> <p>中心周波数が九二〇・九 MHz以上九二七・七MHz以下 の周波数であつて、九二〇 ・九MHzに二〇〇kHzの整数 倍を加えたもの（キャリア センスを行うものに限る。 ）</p>	<p>空中線電力</p> <p>〇・〇二ワット以下。た だし、無線設備が一の筐体 に取められており、かつ、容 易に開けられない構造であ つて、等価等方輻射電力が 一六デシベル以下となるも のにはあつては、〇・二五ワ ット以下であること。</p>	
-------------------------------	--	--	--

(五)

<p>周波数</p> <p>中心周波数が九一六・四 MHz以上九二七・六MHz以下 の周波数であつて、九一六 ・四MHzに二〇〇kHzの整数 に開けられない構造であつ</p>	<p>空中線電力</p> <p>一ミリワット以下。ただし 、無線設備が一の筐体に収 められており、かつ、容易 に開けられない構造であつ</p>	<p>備考</p> <p>単向通信方式、単信方 式、複信方式、半複信 方式又は同報通信方式</p>
---	---	---

4||

周波数	空中線電力	備考
九二八・一MHzを超え九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 中心周波数が九二八・一MHzに五〇kHzのn倍を加えた周波数以上九二九・七MHzから五〇kHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九二八・一MHzに五〇kHzのn倍を加えた周波数に一〇〇kHzの整数倍を加えたもの(注)	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数のうち九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。)の数であり、一以上五以下の整数とする。

4||

九二八・一MHzを超え九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 倍を加えたもの(キャリアアテ、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものに限る。)	〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に取められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が二六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	
(一) 一の単位チャネル(中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数の電波を加えたものであつて、帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。以下この号において同じ。)を使用するもの 中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数であつて、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの 中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数であつて、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(二) 連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・二MHz以上九二九・六MHz以下の周波数であつて、九二八	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(三)

連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの	周波数	中心周波数が九二八・二五〇以上九二九・五五〇以下の周波数であつて、九二八・二五〇に一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考
------------------------	-----	---	-------	--	----

(四)

連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの	周波数	中心周波数が九二八・三〇〇以上九二九・五五〇以下の周波数であつて、九二八・三〇〇に一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考
------------------------	-----	---	-------	--	----

(五)

連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの	周波数	中心周波数が九二八・三五〇以上九二九・五五〇以下の周波数であつて、九二八・三五〇に一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考
------------------------	-----	---	-------	--	----

周波数	中心周波数が九二八・三五〇以上九二九・五五〇以下の周波数であつて、九二八・三五〇に一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	空中線電力	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	備考
-----	---	-------	--	----

八・三五Hzに100Hzの整数倍を加えたものに開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、0・二五ワット以下であること。

〔5 同上〕

〔二〇十一 同上〕

十二 移動体検知センサー用

周波数	〔同上〕	空中線電力	〔同上〕	備考	〔同上〕
五七Hzを超え六四Hz以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔十三 同上〕

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

〔5 略〕

〔二〇十一 略〕

十二 移動体検知センサー用

周波数	〔略〕	空中線電力	〔略〕	備考	〔略〕
五七Hzを超え六四Hz以下	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔十三 略〕

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。